

熊本県経常建設共同企業体の入札参加者資格審査申請要領

令和7年3月21日熊本県告示第202号

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（平成15年熊本県告示第221号。以下「格付要綱」という。）及び熊本県建設工事共同企業体運用基準（平成7年熊本県告示第164号。以下「運用基準」という。）に基づき、経常建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加者資格審査申請に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加者資格審査の申請)

第2条 入札参加者資格の審査を受けようとする共同企業体は、次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 経常建設共同企業体入札参加者資格審査申請書（別記第1号様式）
- (2) 経常建設共同企業体協定書（別記第2号様式）の写し
- (3) 各構成員の当該年度の熊本県工事入札参加者資格認定通知書の写し
- (4) 各構成員の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し
- (5) その他資格審査に必要と認める書類

(入札参加者資格の登録)

第3条 知事は、前条第1号の申請書を受理したときは、運用基準第2に規定する事項を審査し、その内容が適当と認めるときは、共同企業体の入札参加者資格を登録するものとする。

2 知事は、資格審査の結果を申請者に通知するものとする。

(解散)

第4条 入札参加者資格の登録を受けた共同企業体が協定期間内に解散したときは、速やかに、解散届（別記第3号様式）を知事に提出するものとする。

(雑則)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。